

**神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大
防止協力金は、第7弾（3/8～31）から、
「マスク飲食」を推奨していること」が
交付要件となります！！
ご注意ください！！**



神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾では、申請書類の一部として、店先や店内に掲示した「マスク飲食」を推奨していることがわかる貼り紙やポップの写真を提出することになります。

神奈川県や内閣官房が作成したポスター・ポップ又は任意様式で「マスク飲食を推奨している」ことがわかる貼り紙・ポップ等を作成し掲示してください。裏面のポスターでも構いません。

※第6弾に引き続き、神奈川県の「感染防止対策取組書」を掲示は必要となります。取組書に「マスク飲食の推奨」や「マスク会食の徹底」の記載がある場合は、「マスク飲食」の貼り紙等の掲示は不要です。

詳しくは、神奈川県のホームページを見ていただくか、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルにお問い合わせください。

- 神奈川県ホームページ【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）について】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html

- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

電話番号 0570-056774 045-285-0536（平日9時から17時まで）

担当：川崎市経済労働局商業振興課 電話：044-200-2330

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

新しい飲食マナー

マスク飲食



大人数での
会食は
控えましょう

基本的な感染防止対策 **マスク** MASK を徹底しましょう

M 適切な**マスク**着用
A アルコール等で消毒
S アクリル板等で**しゃへい**
K 距離と**換気**、冬はこれに加え、**加湿**

1 飲食する前に、
必ず**新しいマスク**に交換
使用した後のマスクは、テーブルに直接置かないよう注意

2 手指を**アルコール消毒**して
新しいマスクを着用

3 片方の耳ひも部分を持ち、ゆっくり
丁寧に**耳からマスクを外して飲食**
マスクを外す際に、マスク表面を触らないよう注意

4 おしゃべりを楽しむ際に、
再びマスクを着用
3と**4**の動作を繰り返しながら、会食を楽しみます



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
0570-056774 平日 9:00~17:00
045-285-0536 「音声案内」が流れたら
4[その他]を選択してください。



飲食時の新マナー「マスク飲食」動画 ▶
神奈川 コロナ マスク飲食 検索
<https://www.youtube.com/watch?v=GqA23quWgWg>



県内で夜間営業時間の短縮に ご協力いただいた皆様へ

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3月5日の県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

※2月8日～3月7日の時短要請に対する協力金は第6弾のご案内をご覧ください。

交付額：1店舗あたり最大124万円（予定）

対象店舗	営業の形態や名称にかかわらず、通常20時（緊急事態宣言解除後は通常21時）から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗 ただし、下記の店舗は対象となりませんので、ご注意ください。 - 惣菜・仕出し、弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店（飲食する場所を設けていない店舗が該当します。） - 宅配ピザ屋などのデリバリー専門店 - イートインスペースのあるスーパーやコンビニ - 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー - 宿泊を目的とした利用が見込まれるネットカフェ、マンガ喫茶 - キッチンカー - ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室
対象地域	①県内全域 ②県内全域（変更の可能性があります）
期間	①緊急事態宣言中 令和3年3月8日（月）～3月21日（日） ②緊急事態宣言解除後 令和3年3月22日（月）～3月31日（水）
内容	①令和3年3月8日（月）～3月21日（日）：5時～20時の時短営業（酒類の提供は11時～19時） ②令和3年3月22日（月）～3月31日（水）：5時～21時の時短営業（酒類の提供は未定）
協力金	1店舗あたり最大124万円（予定） ※ 緊急事態宣言中の令和3年3月8日（月）～3月21日（日）の時短営業に対して「時短営業した日数×6万円」、緊急事態宣言解除後の令和3年3月22日（月）～3月31日（水）の時短営業に対して「時短営業した日数×4万円」を交付します。 ・時短営業を開始した日から、3月31日まで連続して時短営業することが必要です。ただし、緊急事態宣言解除後に要請対象とならない場合は、3月21日まで連続して時短営業することが必要です。 ・対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、時短営業を行った全店舗について一括して申請してください。
その他	・協力金（第7弾）の申請は、3月8日（月）～3月31日（水）までの期間をまとめて受け付ける予定です。 ・時短営業要請の内容の変更により、対象地域・期間・交付額などが変更となる可能性があります。

【申請受付期間】

時短要請期間終了後に受付を開始する予定です。

具体的な受付時期については、ホームページをご確認ください。

【交付要件】（時短営業要請の内容の変更により、交付要件が変更となる可能性があります。）

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗である
2. 令和3年3月5日（時短営業要請日）より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を令和3年3月5日（時短営業要請日）より前に受けている。また、当該許可の有効期限が令和3年3月31日（期間の最終日）以降である（ただし、緊急事態宣言の解除に伴い時短営業要請の対象となくなった場合は、当該許可の有効期限が令和3年3月21日以降である）
4. 令和3年3月5日（時短営業要請日）より前から20時～5時の時間帯に営業していた
※ 緊急事態宣言解除後に対象となるのは、令和3年3月5日より前から21時～5時に営業していた店舗に限ります。
5. 県の要請に協力し、緊急事態宣言中の令和3年3月8日～3月21日の間に、5時～20時の時短営業（酒類の提供は11時～19時）、緊急事態宣言解除後の令和3年3月22日～3月31日の間に、5時～21時の時短営業（酒類の提供は未定）又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示している
7. 「マスク飲食」を推奨している（第7弾から交付要件として追加）
※ 6, 7は休業する店舗を除きます。

【提出書類】（第7弾から新たに「7」の書類の提出が必要となりました。）

1. 交付申請書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し
4. 従来の営業時間がわかる写真など（看板など）
5. 店先に「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していることがわかる写真など（※）
7. 「マスク飲食」を推奨していることがわかる写真など
（「6」で「マスク会食の徹底」「マスク飲食の推奨」の記載がある県の「感染防止対策取組書」を提出する場合、7は提出不要です。）
8. 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）

※ パソコン・スマートフォン・プリンタ等をお持ちでない方は、県で登録代行を行いますので、登録代行専用ダイヤル（045-285-1024／平日9時～17時）へご連絡ください。
なお、発効までに時間を要しますので、お早めにご連絡ください。

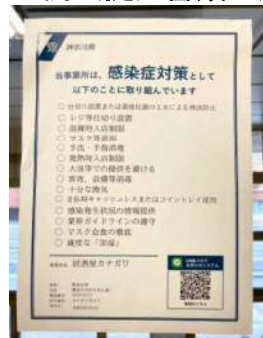
【申請方法】

県では電子申請を推奨しています。

※ 郵送での申請も可能です。申請方法の詳細は、ホームページをご確認ください。

※提出書類イメージ

▼例（提出書類6）



▼例（提出書類7）



詳しくは、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）ホームページをご覧ください

神奈川県 協力金 第7弾



【問合せ先】

045-285-0743 <受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時
（後日、専用のコールセンターを開設します。番号が決まり次第ご案内します。）